

共同住宅等の各戸メーター検針を上下水道局が行います

(共同住宅に係る各戸検針業務等のお知らせ)

【概要】

小松市上下水道局では市民サービス向上のため、平成28年9月1日から受水槽などを持つマンション・アパート等について、上下水道局が戸別のメーターを検針し、各世帯毎に直接料金請求を行う制度を設けました。

なお、親メーター以降の水道設備の管理は、従来どおり申請者（管理責任者）の方に行ってください。

【各戸検針制度をご利用いただくための要件】

1. 受水槽を持つ共同住宅であること。

受水槽がない場合は、支分新設という従来からの制度をご利用ください。

2. 居住用途であること。

店舗・事務所などが混在する場合は居住用の床面積が1/2以上ある必要があります。

3. 各戸メーターを含む水道設備の管理は申請者（管理責任者）が行うこと。

計量法に基づく8年毎のメーター交換、水漏れなどの故障対応などの維持管理は申請者（管理責任者）にて行っていただきます。

4. 適正な排水処理がされていること。

下水道等が供用されている場合は下水道への接続を、供用されていない場合は合併処理浄化槽での排水処理を必要とします。

5. 計量法などにもとづく検定に合格しているメーターであること。

制度申し込みの際に、検定期間が過ぎている場合は事前に交換を必要とします。

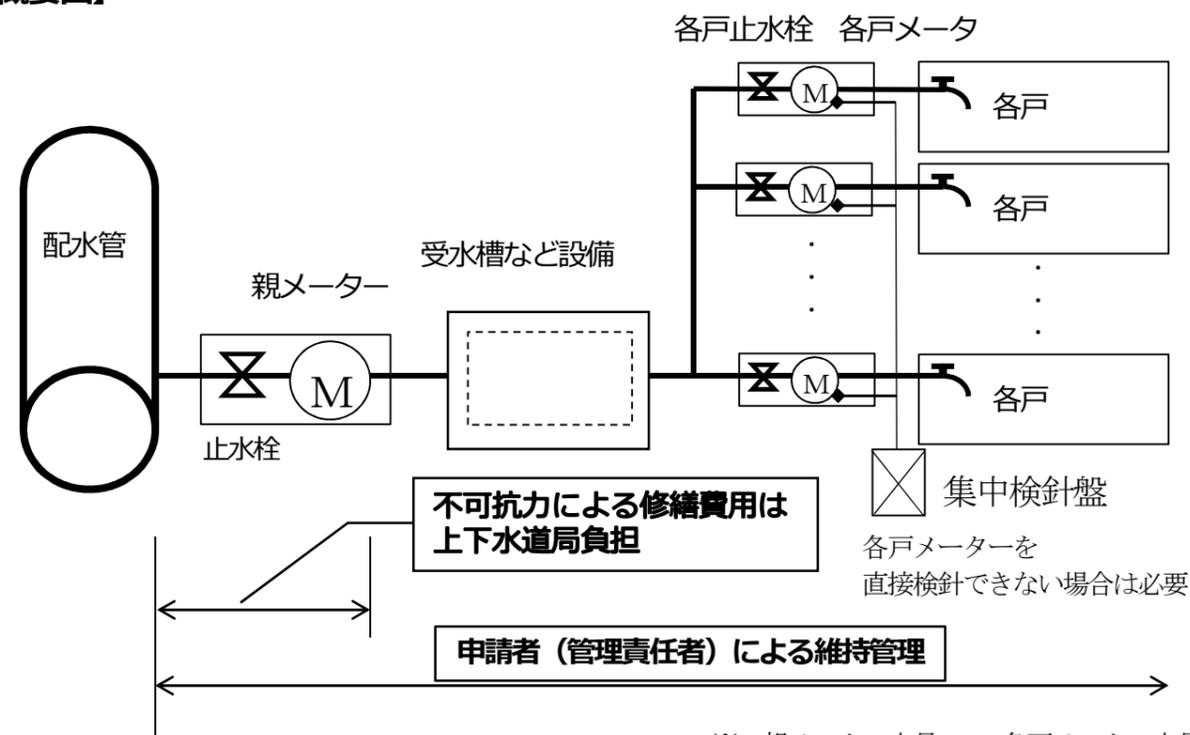
6. 検針員の立ち入りに支障がないこと。

メーター読み取り場所が施錠されている場合（オートロックなど）には立ち入り方法について事前協議を必要とします。集中検針盤（遠隔式・リモート式）の場合にも事前協議を必要とします。

7. 制度利用のための申請が必要です。

申請者（管理責任者）からの申請をいただき、各戸検針についての契約を上下水道局と結んでいただく必要があります。

【概要図】



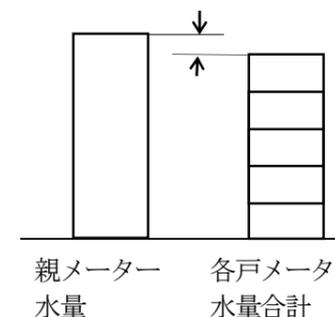
●親メーター

- ・上下水道局からの貸与品です。
- ・定期交換は上下水道局が行います。
- ・検針した水量と各戸メーター水量の合計の差の水量で水道料金を計算します。（メーター使用料がかかります）※
- ・水道料金は申請者（管理責任者）へ請求します。

●各戸メーター

- ・申請者（管理責任者）が設置する私設のメーターです。
- ・定期交換は申請者（管理責任者）にて行っていただきます。
- ・上下水道局が検針し水道料金を計算します。（メーター使用料はかかりません）
- ・水道料金は上下水道局が使用者（入居者）へ請求します。
- ・入居、退去の際には上下水道局へ連絡してください。料金計算のための検針を行います。
- ・料金滞納の場合には停水措置（各戸止水栓を閉める）をとる場合があります。

※ 親メーター水量 > 各戸メーター水量合計の場合には、差の水量で料金計算します



【お問い合わせ先】小松市上下水道局料金業務課 0761-24-8111
申請に必要な書類などは > <http://www.city.komatsu.lg.jp/14212.htm>